

平成 24 年第 4 回加西市教育委員会会議録

1. 開会日時 平成 24 年 4 月 20 日（金） 14 時 30 分
2. 閉会日時 同 日 16 時 35 分
3. 開催場所 加西市役所 5 階会議室（大）
4. 出席委員
委員 長 荒 木 貴 子
委 員 市 場 かおり
委 員 渡 邊 隆 信
委 員 内 藤 堯 雄
教 育 長 永 田 岳 巳

5. 委員及び傍聴人を除き、会場に出席した者の氏名
教育次長 大 西 司
市参事兼こども未来課長 立 花 聡
学校教育課長 小 林 剛
文化スポーツ課長 深 江 克 尚
総合教育センター所長 柿 本 博 司
図書館長 村 岡 敏 弘
教育総務課長 中 倉 建 男
教育総務課課長補佐 高 井 聡 子

6. 付議事項

- 議案第 2 2 号 加西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 2 3 号 加西市学校給食センター運営審議会委員の委嘱について
議案第 2 4 号 北条地区（北条中学校区）就学前施設整備基本計画地域協議会委員の委嘱について
議案第 2 5 号 加西市立総合教育センター運営委員の委嘱について
議案第 2 6 号 加西市青少年補導委員の委嘱について
議案第 2 7 号 加西市社会教育委員の委嘱について
議案第 2 8 号 加西市社会教育推進員の委嘱について

7. 議題となった動議を提出した者の氏名

なし

8. 質問及び討議の内容

議案第 2 2 号 加西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 22 号 加西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について、教育総務課長より、公開する会議を特定するため、第 16 条第 1 項の「会議」を「定例会」に改正するものであることを説明する。

教育委員長より、第 8 条の会議順序について質問があり、現状と一致しない順序の部分があるため、「原則として」の文言を加えることとし、一部修正のうえ承認議決される。

議案第 2 3 号 加西市学校給食センター運営審議会委員の委嘱について

議案第 23 号 加西市学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、教育総務課長より、加西市学校給食センターの設置及び運営に関する条例第 6 条第 5 項により、九会・富合・西在田小学校長、加西中学校長、富合小学校校医、加東健康福祉事務所長を加西市学校給食センター運営審議会委員に委嘱することを説明する。

教育委員より、当運営審議会委員の職務内容について質問があり、教育総務課長より、給食センターの運営状況や食材の情報、給食の内容等の審議であると回答する。

さらに、教育委員より、子供達のアレルギー問題にも配慮してほしいと要望がある。

以上をもって、原案どおり承認される。

議案第 2 4 号 北条地区（北条中学校区）就学前施設整備基本計画地域協議会委員の委嘱について

議案第 24 号 北条地区（北条中学校区）就学前施設整備基本計画地域協議会委員の委嘱について、市参事兼こども未来課長より、北条地区（北条中学校区）就学前施設整備基本計画地域協議会設置要綱第 3 条の規定により、近大姫路大学教授以下 1 2 名を就学前施設整備基本計画地域協議会委員に委嘱するもので、特に北条地区就学前の教育・保育のための施設の充実並びに体制づくり、効率的な運営体制に関することについて審議いただける委員として委嘱するものであると説明する。

教育委員長より、先月議論した、公私立園長会代表は公私立あわせての代表の方が委嘱されるのかとの質問があり、市参事こども未来課長が、そのとおりであると回答する。

教育委員より、計画策定の見通しについて質問があり、市参事兼こども未来課長より、今年度中の計画策定予定であり、出来れば上半期までにまとめたいと説明する。

以上をもって、原案どおり承認される。

議案第 2 5 号 加西市立総合教育センター運営委員の委嘱について

議案第 25 号 加西市立総合教育センター運営委員の委嘱について、総合教育センター所

長より、加西市立総合教育センター条例施行規則第3条の規定による加西市立総合教育センター運営委員の委嘱であり、小・中学校長2名の退職に伴い新たに2名を委嘱するもので、任期は前任者の残任期間の平成24年4月1日から平成25年3月31日までであることを説明し、原案どおり承認される。

議案第26号 加西市青少年補導委員の委嘱について

議案第26号加西市青少年補導委員の委嘱について、総合教育センター所長より、加西市立総合教育センター条例施行規則第4条の規定により、加西市青少年補導委員18名を委嘱するものであること、さらに、各町から区長推薦により補導委員を委嘱しており、本来であれば平成23年4月1日から2年の任期であるが、町の事情等により18名が変更となるものであることを説明する。

教育委員長より、人数の変更と、任期規定について質問があり、総合教育センター所長より、人数の変更はないことと、市の規定では任期は2年であるが、町の事情により難しい場合もあり、毎年10名前後は交代になっていることを説明する。

次に、教育委員より、補導委員の職務について困難なことも多くご苦勞をかけていると考えていること、また長く勤めていただくほうが青少年の育成に有効であると思うので、子供たちのためにも再任について事務局でも配慮いただきたいと意見がある。総合教育センター所長より、再任の方は年々少なくなっている現状のため、総会や理事会で呼びかけをしたいと回答する。

続いて、教育委員より、高校代表の委員の内容について質問があり、総合教育センター所長より、北条高等学校から3名と播磨農業高等学校から4名の先生に補導委員を委嘱しており、今回2名が変更になったことを説明する。

以上をもって、原案どおり承認される。

議案第27号 加西市社会教育委員の委嘱について

議案第27号加西市社会教育委員の委嘱について、文化スポーツ課長より、加西市社会教育委員に関する条例第2条及び第3条の規定により、加西市社会教育委員1名を委嘱するもので、前任者である校長の退職に伴う交代であり、任期は前任者の残任期間の平成24年4月1日から平成25年7月21日となることを説明する。

教育委員長より、委員の任期が全員平成25年7月21日までであるが、その時点で全員入れ替えになるのかとの質問があり、文化スポーツ課長より、再任は妨げないため、全ての委員が一斉に交代になるわけではないことを説明する。

次に、教育委員より、社会教育委員に学校代表を入れている意図についての質問があり、文化スポーツ課長より、義務教育も社会教育の範疇に含まれると解釈できることと、小中学校施設を社会教育に施設開放していることから、学校代表を委員に入れていると説明する。さらに、教育委員より、小中高校生が土日や長期休業中に社会教育施設で学ぶことも多くあ

るため、そういう意味もあるのではないかと意見がある。

続いて、教育委員より、委員の役職である生涯学習アドバイザーの職務内容について質問があり、教育長より、生涯学習大学の講師など生涯学習団体や青少年団体の職務を行っている」と説明する。

以上をもって、原案どおり承認される。

議案第28号 加西市社会教育推進員の委嘱について

議案第28号加西市社会教育推進員の委嘱について、文化スポーツ課長より、加西市社会教育推進員設置要綱第3条及び第4条の規定により、加西市社会教育推進員167名を委嘱するもので、任期が平成24年4月1日から平成25年3月31日の1年間であり、167名のうち新任が3分の1程度で、その他は再任であることを説明する。

教育委員長より、前号の社会教育委員との関係についての質問があり、文化スポーツ課長より、社会教育委員は市全体の構想や計画に携わり、社会教育推進委員は各町1名の推薦で各地域における社会教育の推進にご協力いただいていると説明する。

次に、教育委員より、社会教育推進委員は各町で生涯学習のスポーツ並びに文化面で長期にわたり活躍されているが、委員の任期が1年となっているので希望ややる気がなくならないように配慮をして欲しいと要望がある。

以上をもって、原案どおり承認される。

9. 議決事項

議案第22号 加西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

一部修正のうえ可決

議案第23号 加西市学校給食センター運営審議会委員の委嘱について

原案どおり可決

議案第24号 北条地区（北条中学校区）就学前施設整備基本計画地域協議会委員の委嘱について

原案どおり可決

議案第25号 加西市立総合教育センター運営委員の委嘱について

原案どおり可決

議案第26号 加西市青少年補導委員の委嘱について

原案どおり可決

議案第27号 加西市社会教育委員の委嘱について

原案どおり可決

議案第28号 加西市社会教育推進員の委嘱について

原案どおり可決

10. 報告事項

(1) 教育長の報告

教育長より、県市町村教育委員会連合会常任理事会へ4月17日に出席したことを報告し、定期総会・全県教育委員研修会が5月23日(水)に姫路市文化センターで開催されるため、教育委員に出席していただけるよう依頼する。また、総会において、退任される教育委員16名を対象とした功労者表彰が行われること、平成24年度事業計画の説明がある予定であること、11月に全国大会の予定があることを報告する。

(2) 教育次長の報告

教育次長より、加西市教職員組合の役員について、平成24年度の役員名を報告する。さらに年度当初に教職員組合との会合を持って、教育委員会と教職員組合のそれぞれの立場から子供たちや加西の教育のために、連携して取り組んでいくことを確認したと報告する。

(3) 教育総務課長の報告

教育総務課長より、加西市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する教育長訓令の制定について、改正前は、担当制であったものを、係制に変更となったため、改正後は、それぞれに「係」がついたことを報告する。さらに、課名が一部変更となり、「自己実現サポート課」が「文化スポーツ課」に変更され、図書館が新規に加わったことを報告する。

次に、格差是正営繕工事・備品購入要望の教育施設訪問について、格差営繕・備品等対応する項目を確認し、事務局で整備案を作成するので、内容を確認していただき格差是正を実施する計画であると報告する。昨年は3日の日程で行ったが、常駐職員がいない施設は省略

し、2日と半日で訪問を行う。5月16日は1日、17日は午前中、22日は1日で訪問する計画としていると説明する。

(4) 学校教育課長の報告

学校教育課長より、新学年度の児童生徒の学習・生活について、新入生を迎え新鮮な雰囲気でも過ごしており、安全教育を徹底し現時点では怪我をした者はいないこと、4月21日に全小学校、22日に全中学校で参観日及びPTA総会が実施され、翌23日が振替休業日となること等を報告する。さらに、4月17日に小中学校で全国学力学習状況調査を実施したことや、今後4月末までに家庭訪問があり、家庭の様子を聞きながら地域と家庭・学校が一体となった教育の推進を図っていききたいこと、5月には避難訓練や中学校の修学旅行が行われる予定であることを報告する。

次に、平成23年度末人事異動について、教育委員に出席いただき4月2日に辞令伝達式を行ったことを報告する。人事異動の詳細として、退職者が18名で、人事交流による転出者が5名、転入者が5名、昇任者が15名、内部異動者は46名、さらに新規採用者が18名あり、新任拠点校方式に基づき4校を新任拠点校に指定し、その他4校にも指導教官をおいたことを報告する。

続いて、4月に中学生が逮捕された件について、新たな進展はないが、学校では生徒指導を含めてきめ細かな指導を徹底すべく取り組んでいることを報告する。

(5) こども未来課長の報告

こども未来課長より、幼稚園および保育所（園）の組織表について、今年度から分離型の日吉幼稚園が発足し、組織としては、公立幼稚園5園、公立保育所6園、公立幼稚園4園の構成となったことを報告する。

(6) 文化スポーツ課長の報告

文化スポーツ課長より、公民館長の異動等について、館長4名が異動で入れ替わりとなったことと、従来の委託事業等については継続して各公民館で実施されることを説明する。

(7) 総合教育センター所長の報告

総合教育センター所長より、平成24年度研修講座について、開設予定研修講座を昨年度の10から今年度19に増やし、のべ講座回数を57講座にしたことと、対象となる教職員について悉皆で原則受講してもらおう8講座を設けたことを報告する。他に、希望した教職員が受講できる研修や年代別や教科別、小中が共同で受講できる講座、事務職や幼稚園教諭対象講座等にも取り組んでおり、5月から順次開催することを報告する。

続いて、ジュニアリーダー教室について、子供たちの体験活動を通して仲間づくりや心身を育てるとともに青少年活動のリーダーを養成することを目的として開催するもので、教室の対象は、加西市内の小学校4年生から中学生であり、年間10回の活動を行う予定であることを報告する。指導については、教室のOB組織であるジュニアリーダークラブのメンバーが中心となって携わっており、さらに青少年育成グループであるエンドレスの協力も得ながら行っていくことを報告する。

(8) 図書館長の報告

図書館長より、オープンミュージアム、パネルギャラリーについて、4月に北条節句祭りの写真を展示していること、また、図書館システムの更新に伴いカウンターを一部模様替えし、登録・貸出・返却を1か所に集約し、出来たスペースに最新着図書コーナーを設置したことを報告する。

続いて、加西市史を読む会について、4月14日にアステリアかさいで開催されたもので、図書館の郷土資料係が、「賀茂郡をおそった平安時代の大地震」をタイトルとして、「貞観の大地震」を中心にとりあげ、古代播磨国の災害についても解説をしたことを報告する。さらに、今後も「加西市史を読む会」は月1回のペースで行い、年3回の特別講演会も計画していると説明する。

11. 協議事項

報告事項の中から

○格差是正営繕工事・備品購入要望の教育施設訪問について

教育委員より、昨年度の施設訪問後に結果としてどのように改善を行ったかについて資料リストを作成してほしいと要望があり、教育総務課長より、次回教育委員会で23年度実施分について成果資料を作成報告すると回答する。

○教職員組合について

教育委員より、教職員組合役員の決定方法と組合との連携内容について質問がある。教育次長より、組合員のなかで次年度役員を募集や推薦によって決定すること、連携内容としては教職員の身分、服務、文化活動や教育活動の推進など各部門で加西の教育について良い方向に進めるよう情報交換をしていると説明する。また、教育長より、現場教員の思いや管理職の考えを定期的にお互いの立場で意見交換をする場を持つものでもであると説明する。

○家庭訪問について

教育委員より、家庭訪問は学校によって内容が異なるのか、中学校は1年生のみかとの質

問があり、学校教育課長より、町割りや生徒指導の内容により訪問時間も異なってくること、中学1年生に限定しているものではなく、教育課程の編成の関係などでそういう場合もあるというもので、小中連携の中で配慮・努力をしながら調整していると説明する。教育長から家庭訪問の大きな目的は家庭状況の把握であり、事情により時間も異なってくると説明する。

○幼稚園について

教育委員より、幼稚園とこども園の違いについて質問があり、参事より、幼稚園は幼稚園・保育所が合同になり保育にかかる規制があり、認定こども園はその規制が少し緩和されており、より広い範囲で保育・教育ができるというものであり、また、国も認定こども園を推進している方向であると説明する。

12. 教育委員の提案

教育委員より、各校で新任の教諭をしっかりと育てて欲しいこと、また新任を育てながら他の教員も伸びる取り組みを工夫してほしいとの要望がある。また、総合教育センターの研修講座は当市規模では充実していると思うが、教職員が受講しやすい環境を作してほしいとの提案がある。

教育委員より、4月の中学生逮捕の件について引き続き青少年の健全育成に尽力してほしいこと、家族のケアにつとめてほしいとの要望がある。また、学校だけでなく地域との連携やソーシャルスクールワーカー等を活用してチームで取り組んではどうかとの要望がある。また、総合教育センターの研修講座について、不登校の問題で生徒指導の面から、2～3年の計画で全職員に計画的に生徒指導の基本を共通理解するのが効果的ではないかという提案がある。

教育委員より、教職員は勤務時間を超えて遅くまで勤務をしているのが実態ではないかと思慮するが、できるだけ心身を休めるよう管理職から指導しているのが現状ではないかと思慮がある。

学校教育課長より労基法に基づき勤務を命じているが、きめ細かな指導をするための準備や予定外の夜間指導などがあり、メンタルヘルスに気を配りながら管理職は超勤をさせない体制に努め、事務処理では電子化を進め、計画性をもった指導計画をつくるなどの努力もしているが実態は超勤が多くなり難しいものがある。委員の助言をいただき今後も指示指導をしていきたいと説明する。教育次長から、勤務時間がすぎれば帰れる状況には努めているが、年度当初などは特に業務量が多く、早く帰れる状況にはないのが現実であり、校務の効率化も図っているが困難な部分があると説明する。

教育委員より、新年度がはじまり疲れが出る時期でもあるので、教職員も子供たちも体調管理に気を付けて引き続き充実した毎日を送れるよう配慮いただきたいという提案がある。

13. 今後の予定について

- ・ 第 6 回定例教育委員会 6 月 26 日（火） 13:30～ 5 階会議室(大)
- ・ 第 7 回定例教育委員会 7 月 25 日（水） 13:30～ 5 階会議室(大)

この会議録は、事務局職員が作成したものであるが、真正であることを認めここに署名する。

平成 24 年 4 月 20 日

出席委員

(出席委員署名)